

危険物

1 危険物の定義（消防法第 2 条第 7 項）

危険物とは、別表第一の品名欄に掲げる性状を有するものをいう。

法別表第一

種別	性質	品名
第 1 類	酸化性固体	1 塩素酸塩類 2 過塩素酸塩類 3 無機過酸化物 4 亜塩素酸塩類 5 臭素酸塩類 6 硝酸塩類 7 よう素酸塩類 8 過マンガン酸塩類 9 重クロム酸塩類 1 0 その他政令（危政令第 1 条 1 項）で定めるもの (1) 過よう素酸塩類 (2) 過よう素酸 (3) クロム、鉛又はよう素の酸化物 (4) 亜硝酸塩類 (5) 次亜塩素酸塩類 (6) 塩素化イソシアヌル酸 (7) ペルオキシ二硫酸塩類 (8) ペルオキシほう酸塩類 1 1 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第 2 類	可燃性固体	1 硫化りん 2 赤りん 3 硫 黄 4 鉄 粉 5 金属粉 6 マグネシウム 7 その他のもので政令で定めるもの（未制定） 8 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 9 引火性固体
第 3 類	自然発火性物質及び禁水性物質	1 カリウム 2 ナトリウム 3 アルキルアルミニウム 4 アルキルリチウム 5 黄りん 6 アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。）及びアルカリ土類金属

		7 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） 8 金属の水素化物 9 金属のりん化物 10 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 11 その他のもので政令（危政令第1条第2項）で定めるもの （1）塩素化けい素化合物 12 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第4類	引火性液体	1 特殊引火物 2 第1石油類 3 アルコール類 4 第2石油類 5 第3石油類 6 第4石油類 7 動植物油類
第5類	自己反応性物質	1 有機過酸化物 2 硝酸エステル類 3 ニトロ化合物 4 ニトロソ化合物 5 アゾ化合物 6 ジアゾ化合物 7 ヒドラジンの誘導体 8 ヒドロキシルアミン 9 ヒドロキシルアミン塩類 10 その他のもので政令（危政令第1条第3項）で定めるもの （1）金属のアジ化合物 （2）硝酸グアニジン 11 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第6類	酸化性液体	1 過塩素酸 2 過酸化水素 3 硝酸 4 その他のもので政令（危政令第1条第3項）で定めるもの （1）ハロゲン間化合物 5 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

備考（抜粋）

（1）液体

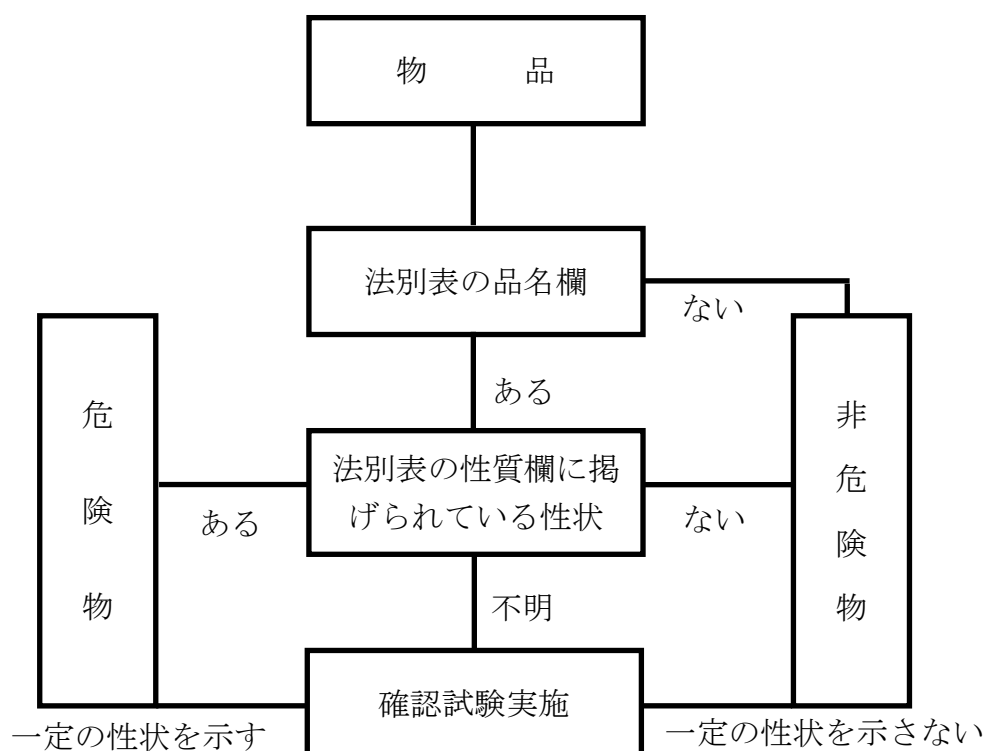
液体とは、1気圧において温度20度で液状であるもの又は温度20度を
超え40度以下の間において液状であるものをいう。

(2) 固体

液体及び気体(1気圧において、温度20度で気体状であるものをいう。)以外のものをいう。

2 危険物の判定フロー

危険物であるか否かの判定は、その物品が法別表に掲げられている品名に該当するかどうか、また、該当する場合は、その物品が法別表に掲げられている性状を持っているかどうか、更に、性状がわからない場合には、その物品が危険物としての性状を有するかどうかの確認をするための政令で定められた試験を行い、その物品が一定以上の性状を示すかどうかにより決定される。基本的な判定フローの概念は下図のとおりである。



3 危険物の確認資料

危険物であるか否を確認する資料は、原則として、危険物データベース又は確認試験結果報告書とすること。

ただし、工業的純品(一般的に流通している状態で純品と称されているもの。)であり、文献等で性質等が確認できるものについては、データベース等の確認資料は不要とする。